

議員派遣の件

令和4年12月15日

地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

- 1 令和5年四万十町二十歳の集い
 - (1) 目的 : 四万十町二十歳の集い
 - (2) 期 日 : 令和5年1月2日
 - (3) 場 所 : 四万十町
 - (4) 派遣議員 : 全議員